

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年11月20日 14時40分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市久里浜港南西方沖 久里浜内防波堤灯台から真方位223° 1.9海里付近 (概位 北緯35° 11.9′ 東経139° 41.7′)
事故の概要	プレジャーボートドリームIIは、左転中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年11月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ドリームII、5トン未満（長さ5.67m）
船舶番号、船舶所有者等	230-14712神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷外板に破損、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m、水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、約40ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で左転していたところ、右舷側に傾斜して転覆した。 本船は、適正出力を超える主機を搭載するに当たり、検査機関から、気象、海象、周囲の状況に十分注意して運航するよう安全運航についての注意書きが交付されていた。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、約40knの速力で左転したことから、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、約40knの速力で左転したため、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・適正出力を超える主機を搭載した船舶を操縦する場合は、高速で転舵した際に大きな舵圧力が掛かり、旋回中に大きな遠心力が掛かることに留意すること。